科学研究費補助金研究成果報告書

平成23年 5月31日現在

機関番号:34426 研究種目:基盤研究(B)

研究期間:2008年度~2010年度

課題番号:20330097

研究課題名(和文)監査人の独立性確保のための組織ガバナンスと制度改革に関する

理論的・国際的研究

研究課題名(英文)Theoretical and International Study on Organizational Governance and

System Reform for Securing Auditor's Independence

研究代表者: 朴 大栄 (PARK TAE-YOUNG)

桃山学院大学・経営学部・教授

研究者番号:80157114

研究成果の概要(和文):監査法人における有限責任制、組織ガバナンス、組織内情報の公開のあり方等について、監査人の独立性確保の観点から、実態調査、アンケート調査、ヒアリング調査などを実施した。研究の結果、監査法人の大規模化、また監査業務の寡占化といった状況のもとでは、社員の無限責任を前提とする従来の監査法人形態が監査業務の組織形態として妥当しなくなっていること、一方、金商法監査の占有率とは別に、大多数の監査法人は必ずしも有限責任化を検討していないことが明らかとなった。このような状況のもと、同じ制度監査で異なる組織形態の監査主体が併存することによる問題点の指摘と改善方向を提示した。

研究成果の概要(英文): We analyzed the limited liability system in the audit corporations, the organization governance and the disclosure of organization from the viewpoint of securing auditor's independence through the survey of the present conditions, the questionnaire and the discussion with the audit corporations.

As a result of this study, we found that the current organization form has become unsuitable for the actual situation under the large scaled audit corporations. Unlimited liability system is the one of unsuitable elements. On the other hand, most of the auditing corporations do not consider adopting a limited liability system. It is a problem that different kinds of audit corporations are carrying out the same audit under the Financial Instruments and Exchange Act. We indicated some improvement directions.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2008年度	5, 900, 000	1, 770, 000	7, 670, 000
2009年度	4, 900, 000	1, 470, 000	6, 370, 000
2010年度	3, 200, 000	960, 000	4, 160, 000
年度			
年度			
総計	14, 000, 000	4, 200, 000	18, 200, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:経営学・会計学

キーワード:会計監査・独立性・監査法人・ガバナンス・有限責任監査法人・品質管理

MS 業務·Auditor's Independence

1. 研究開始当初の背景

昨今の監査を取り巻く環境には厳しいも のがある。アメリカにおけるエンロン事件や ワールドコム事件、わが国におけるライブド ア事件やカネボウ事件など、監査の信頼性を 根底から覆す事件が相次ぐとともに、それに 伴って、関与会計事務所・監査法人に対する 批判・処分などのニュースも世間を騒がせて きた。

これらの事件に共通するのは、監査がその 本来の役割を果たせなかったという、いわゆ る「監査の失敗」がその背景にあることであ る。

専門家集団である監査法人においてなぜ 監査の失敗が相次いでいるのか。1960年前 後に経済界を騒がせた山陽特殊製鋼などの 大型倒産事件を契機として、企業の大規模化 と多角化に対応する組織的監査の実現、なら びに、監査人の独立性確保を目的として新た に制度化された監査法人監査が、ここに来て その限界を呈しているのではないか、ここに 我々の研究の視点がある。

2. 研究の目的

監査法人監査に限界が生じている原因は、大きく二つに分けることができる。一つは、合名会社的性格を持つ監査法人自体に備わる問題であり、社員の責任、資格、組織ガバナンスなど、現状の問題点を捉えるとともに、監査の失敗を避けるためにどのような組織構造の改革が必要かを明らかにしなければならない。

今一つは、監査法人を取り巻く制度自体に かかわる問題点である。監査人のローテーション、選任権・報酬決定権の主体のあり方な どが問われている。

これら二つは、いずれも監査人の独立性に かかわる問題である。独立性確保のためのル ールづくりの必要性は、国際会計士連盟をは じめ、会計不祥事が相次ぐ世界各国で主張さ れるところである。

本研究「監査人の独立性確保のための組織 ガバナンスと制度改革に関する理論的・国際 的研究」は、独立性確保の観点から、監査法 人の組織形態、ガバナンス、監査環境といっ た3つの側面での理論的・国際的比較研究を 進め、監査制度のあり方に対する具体的提言 を目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究は、監査人の独立性確保に関係する 会計事務所の組織形態、ガバナンス、監査環 境(制度)の3つの観点から、それぞれのあ るべき姿を描き出すことを目的とする。

組織形態のあり方については、監査法人制度の特徴・問題点を究めた上で、欧米の会計事務所で採用されている LLP や LLC といった新たな組織形態のみならず、同じく専門家集団である医療法人や弁護士法人、ひいては

株式会社制度も視野に入れた比較研究を行 うことによって、監査目的を効率的・効果的 に達成できる組織形態、換言すれば、監査人 の独立性を効果的に確保するための組織形 態のあり方とはなにかという視点で研究を 進め、その結果を提言の形で取りまとめる。 ガバナンスのあり方については、独立性に 影響を及ぼすといわれる非監査業務と監査 業務との並存について、それが独立性に及ぼ す影響についての実証研究を行うとともに、 国際的に活躍の場が広がる会計事務所にお いて、非監査業務と監査業務の同時契約を行 わないためのチェックシステムの現状につ いて、大手会計事務所に対する面談・実態調 査を通じた分析・研究を行う。また、監査法 人の品質管理に関する法人内部の整備なら びに外部環境における整備についてアンケ ート調査ならびに実態調査を含めた研究を

監査環境(制度)のあり方については、日・米・英を中心とした監査人のローテーション、選任と監査報酬支払い形態を含めた現状分析と問題点の調査、監査契約締結主体に関する文献調査を中心として、各制度のメリット・デメリットを明らかにする。ここでは、いわゆるインセンティブのねじれ現象も取り上げ、その解決策を監査クライアントと保険会社ならびに監査クライアントと証券取引所・証券業協会との関係からも取り扱う。

4. 研究成果

(1) 「会計事務所の組織形態及び業務管理体制 のあり方に関する調査」アンケートを実施し、 アンケート結果に基づくヒアリング調査も行 った。アンケート調査結果とヒアリングにつ いては、我が国のみならず、監査制度構築段 階において我が国監査制度の多くをとりいれ た韓国の現状などについても、同様のアンケ ート調査とヒアリングを行った。「会計事務 所の組織形態」については、有限責任監査法 人制度の創設後3年間の現状と課題分析を行 った結果、本制度の採用が大手・準大手監査法 人については意味があるものの、その他中小 監査法人についての意義に疑問があることが 提示された。下表にもあるように、金商法監 査の寡占化の現象は明らかであるが、有限責 任監査法人へ改組した監査法人は金商法担当 の大手とほとんど金商法監査を担当しない小 規模監査法人に両極化していることが明らか となった。韓国では、上場会社監査の監査主 体は会計法人に限られており、この会計法人 の性格も、我が国とは異なり、有限責任制度 など同一の性格を義務付けられている。米国

のように、組織形態を自由に選択できる制度 とするか、韓国のように統一化するかについ て、さらに検討を要するものである。

表:金商法監査担当監査法人の実態調査

規模別	組織形態	監査 法人数	金商法 監査数 対第三者
大手	有限責任監査法人	3(2.3%)	3,005
	無限責任監査法人	0 (0%)	_
準大手	有限責任監査法人	1(0.8%)	111
	無限責任監査法人	2(1.5%)	266
中規模	有限責任監査法人	0 (0%)	_
	無限責任監査法人	6(4.6%)	246
小規模	有限責任監査法人	6(4.6%)	18
	無限責任監査法人	112	699
合 計		130	4,345

(3) 品質管理・ガバナンスについては、アンケート調査分析と監査法人が公開する説明書類の記載内容を規模別監査法人間、日米韓比較等を行った。これらの分析にもとづき、上場会社監査において監査法人の内容に応じた業務制限が必要でないかとの提案がなされた。

(4)独立性の確保と監査環境の整備の面では、 監査人の選任・報酬主体としての証券取引所 ならびに保険会社の可能性を探るとともに、 監査報酬と独立性に関する日米比較を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線) [雑誌論文] (計 23 件)

- ① <u>岸田雅雄</u>、旧日債銀の「粉飾決算」の事例、金融・商事判例、査読無、1362 巻、2011、16-19
- ② <u>藤岡英治</u>、監査意見における適正性に関する研究、現代監査、査読無、第 21 号、2011、93-102
- ③ Katsuhiko Muramiya and <u>Tomomi</u>
 <u>Takada</u>、Reporting of Internal Control
 Deficiencies, Restatements, and
 Management Forecasts, RIEB
 Discussion Paper Series、查読無、2011、
 1-33
- ④ 異島須賀子、会計士監査の社会的役割—会計士監査のシグナリング機能の検証—、経済学研究、査読有、第77巻5・6合併号、2011、151-160
- ⑤ <u>朴大栄</u>、有限責任監査法人の現状と課題、 桃山学院大学総合研究所紀要、査読無、 第 37 巻第 1 号、2011、1-21
- ⑥ <u>松本祥尚</u>、監査業務における指導機能の 独立性侵害可能性、現代監査、査読無、 第 20 号、2010、44-53
- ⑦ 藤岡英治、非営利組織体に関する監査、 大阪産業大学経営論集、査読無、11 巻 3 号、2010、23-43
- ⑧ <u>岸田雅雄</u>、平成16年改正前証券取引法 17条所定の損害賠償責任の責任主体、 判例評論、査読無、613号、2010、186-190
- ⑨ <u>岸田雅雄</u>、会計基準違反に対する刑事罰と公正会計慣行、早稲田法学、査読無、85巻 Mar、2010、207-238
- ⑥ 高田知実、監査報酬と監査環境の変化が ゴーイング・コンサーンの開示に及ぼす 影響の実証分析、現代監査、査読無、20 号、2010、110-121
- ① <u>松本祥尚</u>・町田祥弘・林隆敏、監査人・ 監査報酬に関する現状と課題、月刊 監査 役、査読無、553 号、2009、4-15
- ② <u>松本祥尚</u>、監査人の独立性について考える、近畿 CPA ニュース、査読無、603 号、2009、9-11
- ③ <u>高田知実</u>、クライアントとの経済的関係 が監査人の独立性に及ぼす影響ー精神的 独立性と外見的独立性の観点からー、国 民経済雑誌、査読無、200巻6号、2009、 17-35
- 4 <u>井上善弘</u>、内部統制監査報告書の特徴について、商経学叢(近畿大学商経学会)、 査読無、56巻、2009、147-163
- 動 <u>朴大栄</u>、会計事務所の組織形態と LLP・ LLC、桃山学院大学総合研究所紀要、査 読無、第 35 巻第 1 号、2009、1·18
- 値 <u>朴大栄</u>、公認会計士事務所の有限責任化 と利害関係者保護、商経学叢(近畿大学)、 査読無、第56巻第1号、2009、21·38

- ① <u>高田知実</u>、経営者の裁量行動と継続企業 の前提に関する追記の開示、会計プログ レス、査読有、9号、2008、65-74
- 18 <u>宮本京子</u>、不正リスクの評価にかかる監査人の判断形成、現代監査、査読無、19 号、2009、57-64
- 19 <u>異島須賀子</u>、国際監査基準の現状分析、 商学研究、査読無、14 巻 4 号、2009、 85-105
- ② <u>井上善弘</u>、ダイレクト・レポーティング としての内部統制監査、産業経理、査読 無、68巻、2009、63-74
- ① <u>岸田雅雄</u>、金融商品取引法の改正、月刊 監査役、査読無、54 巻、2008、94-97
- <u>松本祥尚</u>、高リスク財務諸表の監査、現代社会と会計、査読無、第2号、2008、 55-66
- ② <u>井上善弘、SEC</u> による内部統制評価のための解釈指針~原則ベースのアプローチ~、香川大学経済論叢、査読無、81巻、2008、63-90

〔学会発表〕(計9件)

- ① <u>岸田雅雄</u>、日本の金融証券取引法、政治 大学法律系学会(招待講演)、2010年12 月2日、政治大学(台湾)
- ② <u>岸田雅雄</u>、日本の金融証券取引法、中興 大学法律系学会(招待講演)、2010年12 月4日、中興大学(台湾)
- ③ <u>松本祥尚</u>、会計不正判決に関するシンポジウムー監査人の民事責任についてー、日本公認会計士協会・大阪弁護士会、2010年6月26日、大阪弁護士会
- ④ Katsuhiko Muramiya and <u>Tomomi</u>
 <u>Takada</u>、Reporting of Internal Control
 Deficiencies, Restatements, and
 Management Forecasts、Annual
 Meeting of American Accounting
 Association、2010 年 8 月 3 日、Union
 Square Hotel(サンフランシスコ)
- ⑤ <u>藤岡英治</u>、適正性と準拠性-その概念整 理から得られる示唆、日本監査研究学会、 2010年7月3日、同志社大学
- ⑥ <u>井上善弘</u>、内部統制のモニタリング機能 と外部監査、関西監査研究学会、2009 年 12月28日、有馬グランドホテル
- ⑦ <u>高田知実</u>、ゴーイング・コンサーンの開 示に関する実証研究、日本監査研究学会、 2009 年 9 月 1 日、早稲田大学
- ⑧ <u>宮本京子</u>、不正リスクの評価にかかる監査人の判断形成、第30回日本監査研究学会東日本部会、2008年7月12日、専修大学
- ⑨ Tomomi Takada、Auditor Conservatism and Defensiveness、31st European Accounting Association Annual Congress、2008年4月25日、Erasmus

University (オランダ)

[図書] (計5件)

- ① <u>松本祥尚</u>(共著)、日本公認会計士協会近畿会・大阪弁護士会、「会計不正事件」判決の論点整理、『監査人の民事責任に関するディスカッションペーパー』、2010、
- ② <u>岸田雅雄</u>、創生社、金融商品取引法、2010、 357
- ③ 上村達男 編・<u>岸田雅雄</u> 他、日本評論社、 企業法制の現状と課題、2009、272 (152-166)
- ④ 林隆敏・<u>松本祥尚</u>・町田祥弘、日本公認 会計士協会出版局、2010 年版上場会社監 査人・監査報酬白書、2009、733
- ⑤ <u>岸田雅雄(共著)</u>、同文舘出版、コーポレートガバナンスと監査、2008、200

[産業財産権]

- ○出願状況(計0件)
- ○取得状況(計0件) 〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

朴 大栄 (PARK TAE-YOUNG) 桃山学院大学・経営学部・教授 研究者番号:80157114

(2)研究分担者

岸田 雅雄(KISHIDA MASAO) 早稲田大学・商学学術院・教授 研究者番号:10030644 井上 善弘 (INOUE YOSHIHIRO) 香川大学・経済学部・教授 研究者番号:60253259 松本 祥尚 (MATSUMOTO YOSHINAO) 関西大学・大学院会計研究科・教授 研究者番号:30219521 異島 須賀子 (IJIMA SUGAKO) 久留米大学・商学部・准教授 研究者番号:20336069 藤岡 英治 (FUJIOKA EIJI) 大阪産業大学・経営学部・准教授 研究者番号:50319828 宮本 京子 (MIYAMOTO KYOUKO) 関西大学・商学部・准教授 研究者番号:50407334 高田 知実(TAKADA TOMOMI) 神戸大学・経営学研究科・准教授 研究者番号:00452483

(3) 連携研究者

研究者番号: